

輝女性部・青壮年部



若い世代を女性部員に！
フレッシユミズスクール開講

御殿場地区本部

女性部御殿場地区本部は9支部で構成され、1203人の部員がいます。教養を高め、明るく豊かな地域を築くことを目的に、料理や編み物、藤手芸など13のクラブ活動や健康、文化などを学ぶ生活学校に取り組んでいます。

核家族や共働き家庭の増加により、世代間交流が減り部員の減少が課題となっています。解消に向けて、平成25年度から若い世代の皆さまが女性部活動に触れる機会として、御殿場地区の50歳代

までの女性を対象にした「フレッシユミズスクール」を開講しています。

同スクールでは、グラスサンドアートや御殿場地区産「シシカ」の米粉を使ったパン教室など若い世代も楽しめる、生活に役立つ講座を年5回開催。本年度は21人の申し込みがありました。

5月には、ポリ袋を使った防災食の講座を開き、いざという時に女性部の組織力を生かそうと地域防災にも力を入れています。



昨年度はグラスサンドアートにも挑戦



ポリ袋を使った防災食作り講座



農業を未来へ！
食農教育活動で農業の魅力を発信

なんすん地区本部

青壮年部なんすん地区本部は、地区別に5支部82人で構成され、食農教育活動や各種勉強会、農業祭への参加など、地域農業の発展に貢献しています。

食農教育活動では、幼稚園児や小学生を対象に米づくりやサツマイモの栽培、夏みかんの収穫などの体験、うがい用粉末茶の寄贈などを各支部で行い、子どもたちや地域の皆さまに農業の魅力や食の大切さを伝えています。

□□ナ禍で全体の交流会や研修会などの開催ができない中でも、JA職員との意見交換会を開き、部員とJAとのつながりや組織強化、農業知識の向上に努めています。

今後は若手部員の加入促進のため、支部活動の活性化とともに、新規就農者へ向けて青壮年部活動の情報を積極的に発信し、地域農業と青壮年部活動を次世代へ継承していきます。



青壮年部なんすん地区本部役員の皆さま



金岡支部のサツマイモつる挿し体験

健康百科

菌をつけない、増やさない、やっつける！



静岡県農業団体健康保険組合
保健指導担当課長・保健師
いのうえ ともこ
井上 朋子さん

暑い所に食品を置いていたけれど、臭いが大丈夫だからヨシ！なんて食べたことはないですか？ウイルスや菌が増殖していても、味や色、臭いに現れないことがほとんどです。

特にノロウイルスや腸管出血性大腸菌は少しの量で強い感染力を持っているので食品の安全性は、見た目や臭いでの判断はできません。

食中毒と一口で、生肉や生魚のイメージがありますが、屋台の冷やしキュウリや大鍋で作ったカレー、野菜の煮つけでも食中毒が発生しています。予防するためには、食品の調理方法と同じくらい保存方法が大事です。しっかりと熱した食品もゆっくり冷ましておく間に菌が増殖します。

生の野菜や果物も、洗浄方法や保存方法で菌が付着、増殖します。冷やしキュウリは保存のための水の中

に菌が混入、増殖して大きな被害を出しました。

細菌やウイルスによって増えやすい温度は違いますが、多くは20℃から50℃で増殖します。そして、60℃を超えると多くの細菌は死滅していきまます。できれば中心温度が1分以上75℃になるようしっかりと熱を通しましょう。(一枚貝は85℃)

保存する場合は、いかに早く20℃以下に温度を下げるかが食中毒を防ぐポイントです。材料は流水でしっかりと洗う、調理前や食前は手を洗うこと。食中毒菌は「つけない、増やさない、やっつける」ことが大切です。

体調がよくない場合や高齢や低年齢など抵抗力の弱い人は、食中毒の症状が強くなってしまいます。特に暑い日は注意しましょう。

あれこれ 相談室 相続編

贈与制度の①「暦年課税」と②「相続時精算課税」で変更があります。

令和6年から改正される「贈与税制」について教えてください。



にしな やすひろ
不動産相談課 課長補佐 仁科 保宏

① 暦年課税制度は「100万円控除のある贈与」としてご存じの方も多いと思います。現行では死亡日からさかのぼって3年以内に行われたものは贈与として扱わずに相続財産として評価しますが、令和6年は、この期間が死亡日からさかのぼって7年以内に変更されます。

② 相続時精算課税制度は、60歳以上の直系尊属の方が18歳以上のお子さまやお孫さまへ贈与する場合に対象となります。税務署に申請することにより2500万円までの贈与は贈与税が課税されませんが、超える分については一律20%の贈与税が発生し、相続時に贈与分を含めて財産評価をするという制度です。既に支払った贈与税は相続税の前払分として精算されます。

令和6年に降に贈与した分については100万円の基礎控除枠が暦年課税制度とは別枠で新設されます。暦年課税よりも節税効果が期待できる場合もありますが、相続時精算課税制度を選択すると暦年課税制度には戻せないなど、双方メリット・デメリットがありますので、注意が必要です。

暦年課税制度は「100万円控除のある贈与」としてご存じの方も多いと思います。現行では死亡日からさかのぼって3年以内に行われたものは贈与として扱わずに相続財産として評価しますが、令和6年は、この期間が死亡日からさかのぼって7年以内に変更されます。

② 相続時精算課税制度は、60歳以上の直系尊属の方が18歳以上のお子さまやお孫さまへ贈与する場合に対象となります。税務署に申請することにより2500万円までの贈与は贈与税が課税されませんが、超